

社会福祉法人幸得会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸得会定款第10条及び第18条第1項の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員並びに評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員会をいう。

3 本規程でいう常勤役員とは、所定週平均2日以上勤務する役員をいう。

4 本規程でいう非常勤役員とは、所定週平均2日以上勤務に該当しない役員等をいう。

5 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(常勤役員の報酬)

第3条 所定週平均2日以上勤務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1により、月額報酬を支払うことができる。

2 前項の報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等の出席に係る支出及び費用弁償については、これを行わないものとする。

(非常勤役員の報酬)

第4条 所定週平均2日以上勤務に該当しない役員及び評議員の報酬は、以下のとおりとする。

(1) 理事長、理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(2) 監事が法人監査会に出席したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(3) 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(4) 理事長、理事、監事及び評議員が会議等以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(兼務役員)

第 5 条 施設の職員を兼務する常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬の支払い方法)

第 6 条 非常勤役員並びに評議員会への報酬の支払いは、会議及び業務に参加及び出席した場合に支払うものとする。

2 理事長及び常勤役員への報酬の支払いは、当月 1 日から末日までの分について、翌月 10 日までに支払うものとする。

3 報酬の支払いは、現金又は本人の了承を得た上で銀行振り込みとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 8 日から施行する。

別表 1 常勤役員報酬

役員名称	報酬	備考
理事長 (月額)	50,000円	職員兼務でない場合
理事長 (月額)	40,000円	職員兼務の場合
常務理事 (月額)	40,000円	職員兼務でない場合
常務理事 (月額)	20,000円	職員兼務の場合

別表 2 非常勤役員報酬 (会議等出席の場合)

役員名称	報酬	備考
理事長	5,000円	
理事	3,000円	
監事	3,000円	
評議員	3,000円	

別表 3 役員報酬 (会議等以外の業務)

役員名称	報酬	備考
理事長 (日額)	8,000円	
理事 (日額)	5,000円	
監事 (日額)	5,000円	
評議員 (日額)	5,000円	